

# 第2期 三島市 子ども・子育て 支援事業計画

概要版



令和2年3月  
三島市

## 計画策定の目的

わが国における少子・高齢化が世界に例をみないスピードで加速する今日、地域のつながりが希薄になり、家庭や地域の子育て力が低下していくことが懸念されるなど、社会環境は変化し続けています。

国においては、こうした社会環境の変化に対応するべく、子ども・子育て支援新制度の施行や、待機児童解消を目指す「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、さらなる総合的な施策を推進しています。

こうした状況の中、令和2年3月末をもって三島市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び各事業の成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために、令和2年度を初年度とする第2期三島市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。



## 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられるものであり、さらに次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の役割を内包するものとします。

また、本計画は「三島市総合計画」や「住むなら三島総合戦略」並びに「三島市地域福祉計画」と方向性をともにし、本計画の一部を改正・子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「三島市子どもの貧困対策推進計画」としても位置づけます。

さらに、市の各種計画等との整合・連携を図るとともに、国際社会において目指すべきとされる「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みとしても位置づけます。

## 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



## 計画の対象

本計画の対象は、本市に在住する乳幼児期を中心に、おおむね18歳までの子どもとその保護者及び地域において子ども・子育てに関わる全ての関係機関並びに関係者となります。





## 三島市の子ども・子育て支援の課題

統計データやアンケート調査等の結果から、三島市の子ども・子育て支援施策の充実に向けた課題は次のとおりです。

- ① 子どもの健やかな成長のための体制整備について  
今後、働きながら子育てをする母親のさらなる増加が見込まれるため、保育の受入体制や放課後児童クラブの充実など、利用ニーズに応じた適切な環境づくりが必要です。
- ② 子育てに優しい環境づくりについて  
保護者の子育てに関する不安や悩みについて、その相談内容に応じて適切な専門機関につなげる連携体制の構築が必要です。
- ③ 全ての子どもに対する適切な支援について  
生活に困難を抱える家庭、障がいのある子ども、外国につながる児童とその保護者、虐待を受けた子ども等に対する適切な支援が必要です。
- ④ 地域全体における子育て力の向上について  
地域の子育て力の向上や家庭と地域が支え合う機会の創出をとおして、親の育児不安や負担の軽減を図り、安心して子育てができるよう施策を展開していくことが必要です。

## 計画の基本理念

三島市で育った子どもたちが三島を誇りに感じるよう、三島市民である私たちが一つの大きな家族となり、笑顔をもって、三島に生きる子どもと親たちの、その育ちを支えていきます。

### 基本理念

子ども親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族

## 計画の基本目標と施策

基本目標

### 1 子どもの健やかな育ちを応援します

安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもの発育や成長段階に応じた切れ目のない支援や保育環境の整備、子どもの就学後における放課後の居場所づくり等を推進します。

目指す SDGs 指標 ▶▶▶



1 母子保健対策と医療体制の充実

2 幼児期の質の高い教育・保育の充実

3 教育・保育施設等による相互の連携

4 子どもの居場所づくりの推進





基本目標

目指す SDGs 指標 ▶▶▶



## 2 家族が安心して子育てできる環境を整えます

子育てに関する悩みや不安に対する相談支援や、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるような働きやすい環境づくりと経済的な負担の軽減、子育てに関する情報の提供に努めます。

- 1 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 2 仕事と子育ての両立支援(ワーク・ライフ・バランスの推進)
- 3 経済的な支援の充実
- 4 子育てに関する情報提供の充実

基本目標

目指す SDGs 指標 ▶▶▶



## 3 全ての子どもの希望ある未来づくりを支援します

発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の整備や、社会的養育が必要な子どもへの支援、外国につながる児童への支援、および生活が困難な家庭とその子どもの自立や生活基盤の安定を図るための取り組みを推進します。

- 1 子どもの発達支援施策の充実
- 2 障がいのある子どもに対する施策の推進
- 3 生活に困難を抱える子どもとその家庭への支援  
(三島市子どもの貧困対策推進計画) ➔ 4ページを参照
- 4 社会的養育が必要な子どもへの支援
- 5 外国につながる児童への支援

基本目標

目指す SDGs 指標 ▶▶▶



## 4 地域の力で子育てを支えます

全ての家庭において安心して子育てができるよう、地域における子育て支援のネットワークづくりや要保護児童等の把握、児童虐待の早期発見と相談体制の強化、子育て支援の推進を図り、地域全体で子どもを育てる機運を高めます。

- 1 児童虐待防止対策・子育て相談体制の強化
- 2 子育て支援の推進
- 3 地域の遊び場・交流の場の充実
- 4 子どもの安全を確保する環境の整備





# 三島市子どもの貧困対策推進計画

「三島市子どもの貧困対策推進計画」は、家庭や社会にとって大切な宝である子どもたちの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、充実した学びと健やかな育ちを地域全体で支えられるまちづくりを目指すものです。

## 重点項目1 生活の安定・養育環境の支援

### 主な取り組み

- |                         |                                |
|-------------------------|--------------------------------|
| (1)食生活習慣見直しへの支援         | ●食育の推進 ●子どもの食への支援【 <b>拡充</b> 】 |
| (2)子どもの健診等による健やかな成長への支援 | ●こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問 など          |
| (3)子どもの居場所づくり           | ●放課後児童クラブの運営                   |
| (4)周囲からの支えによる支援         | ●みしまめ育児サポーター派遣事業 など            |

## 重点項目2 教育・学習環境の支援

### 主な取り組み

- |                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| (1)幼児教育・学校教育の充実 | ●教育環境の改善 ●学力高上の推進 ●特別支援教育の推進 など       |
| (2)様々な教育・学習への支援 | ●子どもの学習支援事業 ●学校支援員の配置【 <b>拡充</b> 】 など |

## 重点項目3 進学や生活への経済的支援

### 主な取り組み

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| (1)教育や進学に係る経済的な支援             | ●幼児教育・保育の無償化 ●三島市育英奨学金貸付事業                  |
| (2)子育てに係る経済的な支援               | ●児童手当の支給 ●子ども医療費助成 など                       |
| (3)住居への経済的な支援                 | ●住むなら三島移住サポート事業費補助金 など                      |
| (4)保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労の支援 | ●自立支援教育訓練給付金事業<br>●生活保護受給者への就労支援 ●女性就労相談 など |

## 重点項目4 つながりによる支援とサービス情報周知の強化

### 主な取り組み

- |                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| (1)切れ目のない相談支援体制の充実    | ●子育てコンシェルジュの配置 など               |
| (2)連携・情報共有による支援       | ●子ども家庭総合支援拠点の設置【 <b>新規</b> 】 など |
| (3)地域とのつながりによる支援      | ●子どもは地域の宝事業 ●街中で子育て応援事業         |
| (4)各種支援制度・サービス情報提供の強化 | ●子どもの貧困ガイドの作成【 <b>新規</b> 】 など   |



## 幼児期の学校教育・保育

### (1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は、市全体を1区域として設定します。

### (2) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の内容、実施時期を設定します。

#### ■認定区分と利用可能施設

認定区分	対象者	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のも	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園 認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園 認定こども園（保育園部） 小規模保育等

#### ■教育・保育施設の量の見込みと確保方策

認定区分		令和2年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	1,244人	1,064人
	確保方策	2,082人	2,082人
2号認定	量の見込み	1,217人	1,061人
	確保方策	1,335人	1,335人
3号認定（0歳）	量の見込み	271人	230人
	確保方策	274人	274人
3号認定（1、2歳）	量の見込み	728人	634人
	確保方策	739人	739人





## 地域における子育ての支援

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、放課後児童健全育成事業のみ小学校区とし、その他の事業については市全体を1区域とします。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業など、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行うとともに、体制を整備します。

#### ■ 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

事業名	事業概要	確保方策	
		令和2年度	令和6年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育園等利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。	640人	556人
放課後児童健全育成事業	小学校の授業終了後に放課後児童クラブ等で子どもたちに対して適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。	1,349人	1,549人
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で一定期間、養育・保護する事業です。	10人日	10人日
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。	49,609人回	42,842人回
一時預かり事業	保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育園その他の場所において一時的に預かる事業です。	幼稚園型	88,515人日
		幼稚園型を除く	11,340人日
病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にある子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースで一時的に保育等を行う事業です。	3,600人日	3,600人日
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子どもの預かり等の援助を希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	7,765人日	6,811人日
利用者支援事業	教育・保育・保健・その他の子育て支援の情報提供や必要に応じて、関係機関との連絡調整を行う事業です。	基本型	1か所
		母子保健型	1か所
妊婦健康診査	妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。	670人	572人
乳児家庭全戸訪問事業	子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。	650人	555人
養育支援訪問事業	保健師や子育て経験者等が、子育てに関する不安や孤立感の緩和のため、家庭を訪問して支援する事業です。	300人	280人
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための事業です。関係機関との情報共有等や、職員等の専門性の強化を進めます。		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。		





## 三島市の子どもと家庭を取り巻く状況

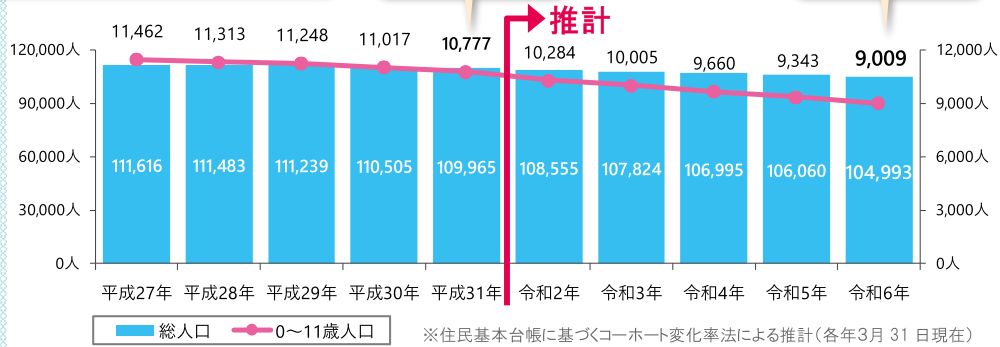
### ■総人口及び0～11歳人口の将来推計

三島市の0～11歳人口は減少傾向

平成31年の0～11歳  
実績値10,777人

5年で1,768人減少

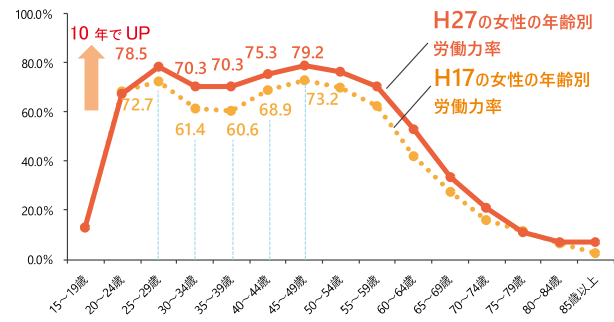
令和6年の0～11歳  
推計値9,009人



### ■女性の労働力率の推移

三島市の働く女性の割合は年々増加

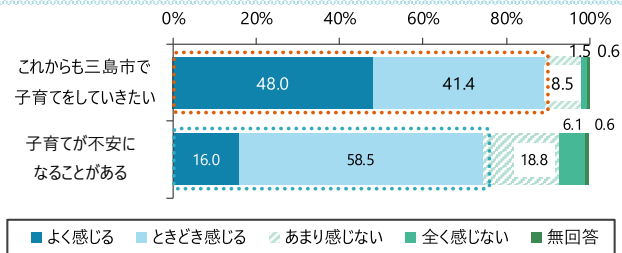
	H17	H27
25～29歳	72.7%	78.5%
30～34歳	61.4%	70.3%
35～39歳	60.6%	70.3%
40～44歳	68.9%	75.3%
45～49歳	73.2%	79.2%



### ■子どもとの生活の中で感じていること(令和元年度調査抜粋)

- ほとんどの世帯が、これからも三島市での子育てを希望
- 多くの保護者が子育てに何かしらの不安を感じている

三島市で子育てをしていきたいと感じる ➔ **89.4%**  
 子育てが不安になることがある ➔ **74.5%**



## 計画の推進

本計画の推進管理にあたっては、計画立案から実施、評価、改善を行う循環型マネジメントサイクルを構築するとともに、三島市子ども・子育て会議にて提言をいただきながら庁内各課の連携により着実に推進します。

第2期 三島市子ども・子育て支援事業計画(概要版)

〒411-8666  
三島市役所 社会福祉部 子育て支援課

TEL:055-983-2712  
FAX:055-983-2709

🔍 第2期 三島市子ども・子育て支援事業計画

検索

